

2024年11月12日

各位

会社名 株式会社ガーラ  
代表者名 代表取締役グループCEO キム ヒョンス  
(コード: 4777、スタンダード市場)  
問合せ先 取締役CFO 岡本 到  
(TEL. 03-6822-6669)

### 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で内部統制報告書の訂正報告書を金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第27期 内部統制報告書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

第28期 内部統制報告書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

#### 2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。  
なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社は、外部機関より当社の連結子会社である Gala Lab Corp. (以下、「本件連結子会社」といいます。)において2016年3月期から資産計上を開始し、2021年3月期に減損損失228,257千円を計上したソフトウェアの資産計上の妥当性について疑義がある(以下、当該疑義を「本事案」といいます。)との指摘を受けたため、2024年5月30日付で当社と利害関係の無い外部の有識者で構成される特別調査委員会を設置して調査を進めてまいりました。

当社は、2024年9月9日付で特別調査委員会から調査報告書を受領し、ソフトウェアとしての資産計上は認められないとの指摘を受けました。

これにより当社は、当該調査結果を踏まえ、2020年3月期から2023年12月期の有価証券報告書及び2022年3月期第3四半期から2024年12月期第1四半期までの四半期報告書についての決算訂正を行うことといたしました。

当社は、調査報告書の指摘を踏まえ、当社の財務報告に係る内部統制の再評価を行った結果、以下の決

算・財務報告プロセスにおける不備があったと判断いたしました。

(1) 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識不足

本事案における資産計上の妥当性については、実態判断が必要になる状況であったことから、難しい会計上の判断が求められるにもかかわらずゲームの開発費に関する会計方針が当社グループには存在しておらず、経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識が不足していた不備

(2) 経理部門の脆弱性

当社及び本件連結子会社の経理部門の体制について、限られた人数で行っており、会計基準適用の判断のための自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルールが整備されていなかった不備

(3) 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の不十分性

開発プロジェクトの管理のための社内ルールが整備されていなかった不備及び契約関係において法務レビューが適切に行われていなかった不備

(4) 他の役員によるモニタリング機能の不十分性

重要な会計論点についての議論・モニタリングを行うための規程が整備されていなかった不備

当該不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社は、当社及び本件連結子会社の決算・財務報告プロセスに係る内部統制の一部について、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関しましては、当該事項の判明が当連結会計年度の期末日後であったため、当該不備を当連結会計年度末日までには是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の再発防止策を実行し適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

再発防止策

(1) 経営陣の会計基準等の遵守に向けた認識不足

- ・取締役会における重要な会計論点の議論
- ・経理部門の十分な人員体制のための予算の計上
- ・監査法人との経営者ディスカッションの年4回の実施
- ・他社会計事例における研修会

(2) 経理部門の脆弱性

- ・自社利用ソフトウェアの資産計上に係る社内ルールの策定
- ・当社における経理体制の強化
- ・本件連結子会社における会計処理の適切性に係るモニタリング
- ・社内勉強会の実施

(3) 開発プロジェクトの管理及び契約関係の整理の不十分性

- ・開発プロジェクトについて管理のための社内ルールの整備
- ・プロジェクト予算についての実績との比較・モニタリングルールの策定
- ・重要な契約書の法務レビュー

(4) 他の役員によるモニタリング機能の不十分性

- ・重要な会計論点についての議論・モニタリングを行うための規程の整備

以 上